

令和元年度

藤井寺市財政健全化及び
経営健全化審査意見書

藤井寺市監査委員

藤 監 第 5 3 号

令和 2 年 8 月 2 4 日

藤井寺市長 岡 田 一 樹 様

藤井寺市監査委員 濱 幸 一

藤井寺市監査委員 麻 野 真 吾

令和元年度藤井寺市健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された令和元年度藤井寺市健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を提出します。

令和元年度 財政健全化審査意見書

1 審査の対象

令和元年度藤井寺市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和2年8月17日から8月21日

3 審査の着眼点及び実施内容

藤井寺市監査基準に基づき、審査にあたっては、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

健全化判断比率	令和元年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	12.88
②連結実質赤字比率	—	17.88
③実質公債費比率	1.5	25.0
④将来負担比率	75.8	350.0

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」と表記します。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

実質収支の額は1,697万1千円の黒字であることから、実質赤字比率は生じていない。

② 連結実質赤字比率について

連結実質収支の額は26億9,074万8千円の黒字であることから、連結実質赤字比率は生じていない。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は1.5%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると下回っている。

④ 将来負担比率について

将来負担比率は75.8%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると下回っている。

藤 監 第 5 4 号

令和 2 年 8 月 2 4 日

藤井寺市長 岡 田 一 樹 様

藤井寺市監査委員 濱 幸 一

藤井寺市監査委員 麻 野 真 吾

令和元年度藤井寺市資金不足比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された令和元年度藤井寺市資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を提出します。

令和元年度 水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の対象

令和元年度藤井寺市水道事業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和2年8月17日から8月21日

3 審査の着眼点及び実施内容

藤井寺市監査基準に基づき、審査にあたっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比率名	令和元年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	20.0

資金不足比率は資金不足額がないため、「—」と表記します。

(2) 個別意見

資金剰余額 14 億 6,128 万 9 千円が生じており資金不足額がないため、資金不足比率は算定されない。

令和元年度 病院事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の対象

令和元年度藤井寺市病院事業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和2年8月17日から8月21日

3 審査の着眼点及び実施内容

藤井寺市監査基準に基づき、審査にあたっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比率名	令和元年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	20.0

資金不足比率は資金不足額がないため、「—」と表記します。

(2) 個別意見

資金剰余額 6 億 2,514 万 6 千円が生じており資金不足額がないため、資金不足比率は算定されない。

令和元年度 公共下水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の対象

令和元年度藤井寺市公共下水道事業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和2年8月17日から8月21日

3 審査の着眼点及び実施内容

藤井寺市監査基準に基づき、審査にあたっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比率名	令和元年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	20.0

資金不足比率は資金不足額がないため、「—」と表記します。

(2) 個別意見

資金剰余额 2,096 万 7 千円が生じており資金不足額がないため、資金不足比率は算定されない。